

蓮田市農業振興地域整備計画の変更（農用区域からの除外）の目的（除外できる施設）については次のとおりとする。

平成12年9月18日 議 決
令和3年3月5日 議 決
蓮田市農業振興地域整備促進審議会
平成12年9月22日 蓮田市決定
平成14年9月24日 改 正
平成17年3月23日 改 正
令和3年3月16日 改 正

- 1 地域の開発の促進若しくは住民の福祉の増進のため必要な鉄道、道路、軌道、河川、空港・ガスの工作物、上下水道、無線局、学校、公民館等の公用公共用施設の用地で、農用区域内の土地をあてる必要が生じ、やむを得ないと認められるもので、農用地利用計画を尊重した上で決定されたもの
- 2 地域住民の福祉の増進のためやむを得ないと認められる私立の幼稚園、病院等の用地
- 3 農業者又は農業者が直接組織する法人が設置する農業の用に供する施設の用地
- 4 当該農用地を所有する農業者及びその子弟の住宅用地等に供する場合
- 5 既存施設の拡張
- 6 国、地方公共団体等の行う公共事業による移転に係るもの
- 7 当該事業計画地周辺地域において居住している者の日常生活のために必要な物品の販売、加工、修理等の業務を営む店舗、事業場等（都計法第34条1号の掲げるもの）
- 8 当該農業振興地域において生産される農産物、林産物若しくは水産物の処理、貯蔵又は加工に必要な建築物等
- 9 非農家の二、三男等が分家する場合の建築物
- 10 農業者又は農業者が直接組織する法人等が設置する地域において生産される農林水産物の直売施設
- 1.1 事業者がその近傍に設置する資材置場、駐車場。但し、事業者が市外の場合、その実際の距離で500メートル以内であること。（この500メートルは平面図において事業所玄関から、道のりで除外申請地の最短到達地点までの距離とその申請地の一番遠方となる地点を直線で結んだ距離の合計とする。）
- 1.2 集合住宅等の自治会及びこれに準ずる団体がその周辺に設置する当該構成員のための駐車場
- 1.3 道路の円滑な交通を確保するために適切な位置に設けられる道路管理施設、休憩所又は給油所等である建築物
- 1.4 既存集落内の自己用住宅
- 1.5 既存集落内の自己業務用建築物